監査告示　第 ２ 号
令和６年２月２８日

鹿児島市監査委員　宮 之 原　　賢
同　　小　迫　義　仁
同　　大　園　たつや
同　　米　山　たいすけ

令和５年度定期監査（第２回財務等監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第９項の規定により公表します。

記

１　監査の基準
この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

２　監査の種類
地方自治法第１９９条第１項及び第２項の規定に基づく財務監査及び行政監査

３　監査の対象
(1) 対象局部課

危機管理局		危機管理課　安心安全課
市民局	市民文化部	市民協働課　市民相談センター　国民年金課
		消費生活センター
	人権政策部	人権推進課　男女共同参画推進課
環境局	資源循環部	資源政策課　廃棄物指導課　清掃事務所
健康福祉局	すこやか長寿部	長寿支援課　長寿あんしん課　認知症対策室
		介護保険課
	福祉部	地域福祉課　障害福祉課　吉田保健福祉課
		桜島保健福祉課　松元保健福祉課　郡山保健福祉課

こども未来局		保育幼稚園課　待機児童緊急対策室　母子保健課
		桜峰幼稚園　松元幼稚園
産業局	産業振興部	産業政策課　雇用推進課
建設局	建築部	建築指導課　設備課
	道路部	道路建設課　街路整備課
教育委員会	管理部	総務課　学校整備課　施設課　美術館

(2) 対象範囲

原則として令和５年４月１日から同年１０月３１日までに執行された事務事業

4　監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性の検証、経済性、効率性及び有効性等の観点から、また、組織及び運営に関し、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点も加味し、次の項目について監査を実施した。

なお、今年度は、重点事項として(5)の項目を監査した。

(1) 収入事務

調定決議書（収入伝票)、現金領収帳、収入日計表等の収入事務、滞納整理事務の状況

(2) 支出事務

予算措置、予算執行、支出負担行為、履行確認、資金前渡事務の処理状況、支払等の支出事務の状況（補助金等の交付事務、委託契約事務の状況については令和４年度分も含む。)

(3) 物品会計事務

備品・物品出納の管理台帳等の整備、備品・物品の保管、在高の確認の状況

(4) 財産管理事務

土地、建物、工作物等の財産を管理する台帳等の整備、建物等の管理、財産の貸付・使用許可の状況

(5) 重点事項

内部統制の運用状況について（各課で行っている予定価格が５０万円以下の施設修繕及び業務委託)

(6) その他

自動車の運行管理、歳計外現金の適正な保管、基金の適正な運用など

5　監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行及び経営に係る事業の管理等については、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行い、重点事項については、調査票等の提出を

求め、内部統制の運用状況の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6　監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び監査対象局部課執務室

(2) 実施日程

令和５年１１月３０日から令和６年２月２８日まで

7　監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の実施については、おおむね適正になされていると認めたが、一部に改善を要する事項があった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として各所属長に別途指示した。

また、各課で行っている予定価格が５０万円以下の施設修繕及び業務委託に係る内部統制の運用状況は、おおむね適切であったが、一部に課題のある事例があった。

複数の局部に共通した監査結果は次のとおりであった。

(1)

市民局	市民文化部	市民相談センター
環境局	資源循環部	廃棄物指導課
健康福祉局	福祉部	地域福祉課　松元保健福祉課
こども未来局		保育幼稚園課　母子保健課
産業局	産業振興部	産業政策課
建設局	道路部	道路建設課　街路整備課
教育委員会	管理部	総務課　施設課　美術館

［指摘事項］

・　鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第４条第１項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、写しを添付していないものや、添付されたものでは必要な要件が確認できないものがあった。

各局部毎の監査結果は次のとおりであった。

(1) 危機管理局

指摘事項なし

(2) 市民局　市民文化部、人権政策部

指摘事項なし

(3) 環境局　資源循環部

［指摘事項］

・　鹿児島市会計規則第３９条第１項によると、現年度の調定に係る歳入金について当該年度の出納閉鎖期日までに収納済とならなかったものがあるときは、翌年度の調定額に繰り越さなければならないとなっているが、地域下水道事業特別会計の地域下水道使用料（滞納繰越分）及び一般会計のし尿処理手数料（滞納繰越分）について、６月１日で調定を行うべきところ、それぞれ６月６日、６月９日で調定を行っていた。（資源政策課）

(4) 健康福祉局　すこやか長寿部

〔指摘事項〕

・　行政財産目的外使用料（電柱等敷地使用料）について、４月１日で調定すべきところ、１１月７日で調定を行っているものが２件あった。（長寿支援課）

・　介護サービス事業者等の指定等手数料について、指定（許可）申請書の受付日で調定すべきところ、受付日で調定していないものが多数あった。また、鹿児島市会計規則第１９条第３項によると、納入通知書等に指定する納入期限は、別に定めがあるものを除くほか調定の日の翌日から１０日以内とするとなっているが、特別な理由もなく納入期限を１０日を超えて設定しているものも多数あった。（長寿あんしん課）

・　社会福祉施設整備資金に係る利子補助金（令和４年度分）について、鹿児島市社会福祉施設整備資金に係る利子補助金交付要綱第６条第３号に定める法人会計収支決算書を６月３０日までに徴取していなかった。（長寿あんしん課）

・　介護保険指導員が訪問して収納した介護保険料について、４月から８月までの期間において１週間分をまとめて払い込むまでの間、自宅にて保管していた。（介護保険課）

・　鹿児島市会計規則第８条第１項によると、現金出納の証拠となるべき書類の首標金額を表示する場合においては、その頭初に「￥」の記号を併記しなければならないとなっているが、現金領収帳の領収原簿で、首標金額に「￥」の記号の記入がないものが４件あった。（介護保険課）

(5) 健康福祉局　福祉部

〔指摘事項〕

・　鹿児島市会計規則第１９条第３項によると、納入通知書等に指定する納入期限は、別に定めがあるものを除くほか調定の日の翌日から１０日以内とするとなっているが、坂元福祉館警察無線機器の電気使用料について、別に定めなく調定の日の翌日

から１か月以上超えて、納期限を指定していた。（地域福祉課）

・　鹿児島市会計規則第２３条第１項によると、出納員等は、現金を直接収納したとき、又は収納金の引継ぎを受けたときは、即日払込書により指定金融機関等に払い込まなければならないとなっており、また、ただし書で、即日払込みができない場合は、出納員等において一時保管し、指定金融機関等の翌営業日の正午までに払い込まなければならないとなっているが、災害援護資金等償還指導員が訪問して収納した民生安定資金貸付金償還金及び災害援護資金貸付金償還金について、払込書で払い込むべきところ、納入通知書により払い込んでいるものが３件、指導員が地域福祉課に持参したときから、２週間以上経過して払い込まれているものが３件あった。（地域福祉課）

・　鹿児島市庁用自動車運転者酒気帯び確認実施要綱第４条第１項によると、所属長等及び補助者等は、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うとなっているが、酒気帯びの有無を確認せず、同要綱第６条に定める酒気帯び確認記録簿を作成していないものが２件あった。（地域福祉課）

(6) こども未来局

［指摘事項］

・　鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第４条第１項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請しなければならないとなっており、同要綱第５条第１項第２号イによると、運転する職員が保障の対象となる自賠責保険及び任意保険（対人賠償無制限及び対物賠償無制限のものに限る。）に加入していることとなっているが、添付されている任意保険証書の写しで補償内容の基準を満たしていないものが２件あった。（保育幼稚園課）

(7)　産業局　産業振興部

〔指摘事項〕

・　鹿児島市契約規則第２０条によると、随意契約によろうとするときは、なるべく２人以上から見積書を徴さなければならないとなっており、また、鹿児島市少額随意契約事務取扱要領第４条によると、業務委託では、業務委託等有資格業者の中から相手方を選定するとなっているが、業務委託契約で、見積書を徴している２者のうち１者については、業務委託等入札参加有資格業者名簿の確認が不十分だったため、有資格業者でない者から見積書を徴しているものが１件あった。（産業政策課）

・　鹿児島市勤労者交流センター条例第７条によると、市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができるとなって

おり、また、鹿児島市決裁規程第１８条第１項第６号によると、定まった標準による使用料及び手数料の減免に関することは、課長の専決事項となっているが、鹿児島市勤労者交流センターの使用料において、課長の決裁がないまま減免を行ったものが３件あった。（雇用推進課）

(8)　建設局　建築部

指摘事項なし

(9)　建設局　道路部

［指摘事項］

・　鹿児島市職員の私有車の公務使用に関する要綱第４条第１項によると、私有車の公務使用をするときは、あらかじめ私有車使用伺簿兼私有車運転日誌に自動車検査証等及び任意保険証書の写しを添えて申請し、所属長の承認を受けなければならないとなっているが、使用承認を受けずに私有車を公務に使用しているものが４件あった。（道路建設課）

(10) 教育委員会　管理部

指摘事項なし

［参考］

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

区分	基準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
意見	改善について検討を求めるもの